<生活介護>

(事業の目的)

第1条 一般財団法法人信貴山病院が行う指定生活介護の適正な運営を確保するために人員及び運営 管理に関する事項を定め、事業所の従業者が協力し、利用者に対し適切なサービスを提供するこ とを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定生活介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービス の提供に努める。
- (2) 指定生活介護事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う。
- (3) 指定生活介護事業者は、指定生活介護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 前三項のほか、「奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例(平成24年12月奈良県条例第37号)」に定める内容を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 デイサービスはあとの杜 しぎさん
 - (2) 所在地 奈良県生駒郡三郷町勢野北 4-3-2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名以上

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、医師の指導のもと、入所者と職員の健康管理、保健衛生、医療看護及び介護等についての全ての業務にあたる。

(6) 介護職員 1名以上

介護職員は、個別支援計画に基づき、利用者の日常生活における生活指導を行うとともに利用者の心身の特性に応じた訓練を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の定員は5名とする。

指定通所介護15名(介護保険サービス) 生活介護5名(障害福祉サービス) 計20名の共生型サービス

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日まで 【ただし、国民の祝日、年末年始(12/31~1/3)を除く。】
 - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時まで
 - (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時45分まで

(指定生活介護の内容)

- 第7条 指定生活介護の内容は次のとおりとする。
 - (1) 入浴、排せつ又は食事等の介護
 - (2) 創作的活動及び生産活動の機会の提供
 - (3) その他身体機能及び生活能力向上のために必要な援助
 - 2 事業所において生活介護を提供する主たる対象者は次のとおりとする。
 - (1) 生活介護
 - ①精神障害者

(指定生活介護の取扱方針)

- 第8条 指定生活介護は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう適切に行う。
 - (2) 指定生活介護事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (3) 指定生活介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況及びその置かれている環境の応じて適切に行う。
- (4) 従業者は、指定生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定生活介護の提供に当たっては、援助技術の進歩に対応し、適切な援助技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 常に利用者の心身の状況を適格に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の心身の特性に 応じた指定生活介護の提供ができる体制を整える。

(生活介護計画の作成等)

第9条 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、 利用者が自立した日常生活を営むことができるように、具体的な生活介護計画を作成する。

- (2) 指定生活介護は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう適切に行う。
- (3) 指定生活介護事業者は、それぞれの利用者に応じた生活介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族に対し、その内容等について説明する。
- (4) 従業者は、それぞれの利用者について、生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の 達成状況の記録を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

- 第10条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、利用者から当該指定介護に係る利用 者負担額の支払を受ける。
 - (2) 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号の規定により 算定された額又は法第30条第3項第1号の規定により算定された額の支払いを受ける。
 - (3) 食事の提供に関する費用は、1食当たり500円を徴収する。
 - (4) おやつの提供に関する費用は 1回当たり100円を徴収する
 - (5) 創作的活動又は生産活動に係る材料費 1回当たり100円を徴収する。
 - (6) 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
 - (7) 前各項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
 - (8) 第1項~第6項の費用の支払を受けた場合は、当該費用を支払った利用者に対して当該費用に 係る領収証を交付する。

(生活介護の工賃の支払い)

第11条 事業者は、指定生活介護の生産活動に従事している利用者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 利用者が指定生活介護の提供を受ける際に、下記の規定を留意すること
 - ・他者(職員含)への暴言・暴力
 - ・各種ハラスメント行為
 - ・施設の物品を故意に破損させる等の行為

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合そ の他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 指定生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止のための措置)

- 第15条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果について

(身体拘束等の禁止)

- 第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する 行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(苦情への対応)

- 第16条 指定生活介護事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
 - (2) 指定生活介護事業者は、その提供したサービスに関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - (3) 指定生活介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(勤務体制の確保)

第17条 指定生活介護事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定め、当該施設の従業者に対し、その資質の向上のために研修の機会を年に1回以上確保する。

(秘密の保持)

- 第18条 指定生活介護の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家 族の秘密を漏らしてはならない。
 - (2) 指定生活介護事業者は、従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(記録の整備)

第19条 指定生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び利用者に対する指定生活介護の提供 に関する諸書類を整備し、当該記録をサービス提供日から5年間保存する。

(その他)

第20条 この規程で定める事項のほか、指定生活介護の運営に関する重要事項は一般財団法人信貴山 病院と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。